

設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町条例第13号

設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

設楽町流水占用料等に関する条例（平成17年設楽町条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

土地占用料

占用の種類		単位	占用料の額 (単位 円)
耕地の用に供する場合		占有面積1平方メートル1年につき	18
柱類を設ける場合	第1種電柱	1本1年につき	710
	第2種電柱	1本1年につき	1,100
	第3種電柱	1本1年につき	1,500
	第1種電話柱	1本1年につき	630
	第2種電話柱	1本1年につき	1,000
	第3種電話柱	1本1年につき	1,400
	その他の柱類	1本1年につき	63
塔類を設ける場合		占有面積1平方メートル1年につき	175
ゴルフ場の用に供する場合		占有面積1平方メートル1年につき	85
宅地の用に供する場合		占有面積1平方メートル1年につき	94
その他の場合(発電の用に供する場合を除く。)		占有面積1平方メートル1年につき	140

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

設楽町流水占用料等に関する条例（平成17年設楽町条例第164号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
土地占用料			土地占用料		
占用の種類	単位	占用料の額 (単位 円)	占用の種類	単位	占用料の額 (単位 円)
耕地の用に供する場合	占用面積1平方メートル1年につき	18	耕地として占用する場合	1平方メートル1年につき	18
柱類を設ける場合	第1種電柱	1本1年につき	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき
	第2種電柱	1本1年につき		第2種電柱	1本1年につき
	第3種電柱	1本1年につき		第3種電柱	1本1年につき
	第1種電話柱	1本1年につき		第1種電話柱	1本1年につき
	第2種電話柱	1本1年につき		第2種電話柱	1本1年につき
	第3種電話柱	1本1年につき		第3種電話柱	1本1年につき
	その他の柱類	1本1年につき		その他の柱類	1本1年につき
塔類を設ける場合	占用面積1平方メートル1年につき	175	塔類	1平方メートル1年につき	175
ゴルフ場の用に供する場合	占用面積1平方メートル1年につき	85	ゴルフ場として占用する場合	1平方メートル1年につき	85
宅地の用に供する場合	占用面積1平方メートル1年につき	94	宅地として占用する場合	1平方メートル1年につき	94
その他の場合（発電の用に供する場合を除く。）	占用面積1平方メートル1年につき	140	その他の場合（発電のために占用する場合を除く。）	1平方メートル1年につき	140